ウ　参加表明書及び競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人東京工業大学における物品購入契約に係る取引停止の取扱要領」に基づく取引停止措置を受けていないこと。

エ　大学が本事業について、導入可能性調査業務を委託したみずほ総合研究所株式会社若しくはその協力会社である株式会社松田平田設計又は本事業のアドバイザリー業務を委託したPwCアドバイザリー株式会社、その協力会社である株式会社東急設計コンサルタント若しくはアンダーソン毛利・友常法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

オ　入札参加企業、入札参加グループの構成員もしくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

カ　「国立大学法人東京工業大学ＰＦＩ事業審査委員会（以下「ＰＦＩ事業審査委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

なお､「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（上記エ及びオについても同様)。

③　入札参加者の構成員等の資格等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社のうち、設計、建設、工事監理､維持管理の各業務に当たる者は、それぞれア～ウの要件を満たすこと｡なお、ア～ウのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、同一の会社が建設業務と工事監理業務を兼務することはできない。また、建設にあたる者と資本面又は人事面において関連のある者が工事監理業務を実施することも認めない（資本面又は人事面において関連のある者の定義は２⑴②カと同様)。

ア　設計に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

１）文部科学省において、平成21・22年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

２）経営状況が健全であること。

３）不正又は不誠実な行為がないこと。

４）建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

５）平成11年度以降に完成・引渡しが完了したもので、以下に示す設計業務の実績を有するもの。

また、海外の実績についても条件を満たしていればこれを認めるものとする。

・鉄骨造12階建以上かつ延べ面積6,500㎡以上の研究施設、校舎、事務所又は庁舎の設計業務実績があること。

６）平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、上記５）に示す当該業務が完了した設計業務実績を有する管理技術者（※１）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野）を専任で配置できること(※３）（※４)。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

※１「管理技術者」とは、「設計業務委託契約要項について（平成10年４月27日文施第166号)」第14条の定義による。

※２「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※３「管理技術者」並びに「主任担当技術者」のうち建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士とする。また､「主任担当技術者」のうち電気分野・機械分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。

※４本要件６）は、設計業務を複数の者で実施する場合、当該複数の者によって満たされれば良いものとする。

イ　建設に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

１）建設に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において各工事区分において「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した平成20・21年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事　1,250点（ただし、建築一式工事にあたるものが複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,050点とする。）

電気工事　950点

管工事　950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。

ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

２）提案内容に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が５年以上である者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

３）上記各工事区分を担う者は、それぞれ、平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了したもので、下記に示すものにかかる同種の工事実績を有すること。

なお、各工事区分にあたる者が複数の場合、そのうちの１者が上記工事実績を有すればよいものとする。

共同企業体の構成員としての実績も認めることとするが、出資比率が20%以上のものに限る。

・鉄骨造12階建以上かつ延べ面積6,500㎡以上の研究施設、校舎、事務所又は庁舎の建物施工実績があること。

４）建築一式工事、電気工事、若しくは管工事に当たる入札参加者又は協力会社としての参加資格を得るには、当該希望工事区分において、上記２）及び３)の要件を同時に満たす必要がある。

また、複数の工事区分において、上記１）の点数及び３）の工事実績を満たす者は、入札参加者又は協力会社として、当該複数の工事を実施することができる。

５）建設に当たる者は、それぞれⅠからⅢに示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

Ⅰ　建築一式工事

・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・平成11年度以降に元請として、上記３）に示す建築一式工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。